企業法務こぼれ話

第90話 ～ 豪雨災害に備えましょう！ ～

1　豪雨災害は身近な経営リスクに

近年、集中豪雨や線状降水帯による被害が各地で相次いでいます。今年も各地で記録的な大雨が発生し、住宅の浸水だけでなく、店舗・工場の被災、機械や商品の損傷、道路の寸断、従業員の出勤困難など、企業活動にも大きな影響が生じています。

豪雨対策では、避難や防災用品に加え、保険、契約、労務管理などの「法的な備え」も重要です。

2　保険の補償内容を確認する

火災保険には、洪水や土砂災害などを対象とする「水災補償」が付いているものがありますが、契約によっては対象外の場合もあります。

企業では、建物だけでなく、機械設備、什器、商品・原材料などが補償されるか、さらに休業による売上・利益の減少を補償する保険や特約があるかも確認しておくとよいでしょう。

被災した場合には、安全確保を優先した上で、片付ける前に建物全体、浸水の高さ、壊れた設備や商品を写真や動画で記録しておくことが重要です。

3　自然災害でも賠償責任が生じることがある

豪雨は自然災害ですが、常に誰にも責任が生じないわけではありません。

例えば、老朽化した塀や看板を放置し、それが豪雨や強風で倒れて隣家や自動車を損傷させた場合には、管理上の責任が問題となることがあります。

民法717条は、建物、塀、擁壁などの設置や保存に問題があり、他人に損害を与えた場合の責任を定めています。企業や不動産所有者は、建物や排水設備などを定期的に点検し、修繕記録を残しておくことが大切です。

4　納品遅延や契約への影響

豪雨で納品や工事が遅れても、「自然災害だから責任を負わない」と一律に判断されるわけではありません。

契約書に不可抗力条項があるか、災害後に速やかに相手方へ連絡したか、代替手段がなかったかなどが問題になります。

取引基本契約書では、台風、豪雨、洪水、交通遮断等を不可抗力として明記し、納期延長や解除の取扱いを定めておくことが有効です。

また、賃借中の店舗や事務所が浸水して一部使用できなくなった場合には、民法611条により賃料が減額されることもあります。

5　従業員の安全確保

豪雨時には、従業員を出勤させるかという判断も重要です。

使用者には、従業員の生命・身体の安全に配慮する義務があります。河川の氾濫や道路冠水のおそれが高い中で無理な出勤を求めたり、避難が必要な状況で作業を続けさせたりすると、問題となる可能性があります。

警報時の出社停止、在宅勤務への切替え、早退の基準、緊急連絡方法などを平時から決めておくことが大切です。

なお、災害による休業でも、天災という理由だけで当然に休業手当が不要になるわけではありません。

6　平時の準備が最大の対策

豪雨そのものを防ぐことはできませんが、被害後の混乱を小さくすることはできます。

ハザードマップの確認、水災・休業補償の見直し、重要データのバックアップ、代替仕入先や配送ルートの確保、緊急連絡網の整備などを、ＢＣＰ（事業継続計画）として整理しておくことが有効です。

何も起きていない平時こそ、保険証券、契約書、就業規則、建物・設備の管理状況を一度点検しておくことをお勧めします。

〈著者プロフィール〉

澤田　雄二（さわだ　ゆうじ）　宇都宮中央法律事務所　代表　弁護士・弁理士

栃木県出身。宇都宮高校、東北大学法学部卒業。平成８年弁護士登録。東京で４年間、宇都宮で９年間の勤務弁護士を経て、平成21年宇都宮中央法律事務所を設立。事務所に所属する他５名の弁護士と、弁理士を率いて、企業法務全般を幅広く取り扱う。特に近時は、事業承継を含むＭ＆Ａと知的財産分野に力を入れている。県内上場企業の社外役員も務める。中小企業庁認定の経営革新等支援機関であり、知財総合支援窓口の知財専門家弁護士。令和２年度栃木県弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事。